住所　熊本市東区秋津町秋田3438番地37
李小晨　平成８年11月25日生
住所　東京都目黒区東山３丁目２番６―903号
金雄介　昭和53年６月15日生
住所　神戸市長田区御蔵通３丁目208番地12
鄭垠定　昭和42年11月13日生
住所　兵庫県加古川市平岡町新在家309番地
ダン・ダヴィー　昭和60年３月10日生
住所　埼玉県坂戸市千代田４丁目７番10―306号
竜蓉　平成８年２月17日生
住所　福岡県行橋市大字元永280番地103
エリカ・クリスチャン・ロドリゲズ・アベ　昭和63年３月２日生
住所　横浜市鶴見区下野谷町１丁目20番地１
金香花　昭和58年３月21日生
住所　川崎市高津区子母口162番地38
梁磊　昭和58年２月19日生
住所　長崎市八幡町９番８号
鄭善美　昭和37年９月10日生
住所　東京都杉並区高井戸西２丁目７番40号
金美花　昭和51年12月30日生
李昺熏　平成22年３月２日生
李昺来　平成24年７月23日生
住所　大阪市中央区谷町６丁目10番19―305号
陳之玥　昭和63年１月２日生
住所　大阪府東大阪市菱江５丁目８番23号
胡晨飛　昭和60年８月17日生
住所　大阪府摂津市東一津屋16番７―４号
張金霖　昭和61年２月22日生
張唯遥　平成26年７月13日生
住所　兵庫県西宮市甲子園三保町１番８―203号
李佳　昭和56年12月19日生
李俊豪　平成24年１月26日生
住所　東京都葛飾区高砂１丁目17番23―201号
耿麗麗　昭和63年７月11日生
住所　埼玉県川口市並木２丁目18番18―601号
俞兆雄　昭和41年11月10日生
住所　愛知県海部郡大治町大字西條字諏訪30番地４
劉衛鋒　昭和51年10月22日生
住所　名古屋市北区三軒町130番地
劉瀟文　昭和57年８月10日生
住所　滋賀県近江八幡市鷹飼町1240番地１
趙秀美　昭和50年５月１日生
住所　東京都練馬区練馬４丁目６番９―103号
葛芸　昭和60年１月８日生
住所　東京都国立市東１丁目15番地27
瀋冶　昭和56年５月10日生
住所　山形県村山市楯岡新町２丁目11番16号
セサル・ダニエル・トロンベッタ　昭和30年４月13日生
住所　千葉市稲毛区柏台１番１―612号
謝琳　昭和54年６月30日生
張志浩　昭和47年９月21日生
張謝筑　平成21年３月13日生
住所　栃木県宇都宮市平松本町364番地
李聖浩　昭和60年11月６日生
住所　東京都品川区西大井６丁目７番17号
ショウメン・クマル・ビスワス　昭和55年６月１日生
住所　東京都港区芝浦４丁目20番２―3120号
胡毓軒　昭和62年２月８日生
住所　東京都江戸川区東葛西９丁目10番１―208号
金鑓　昭和63年５月22日生
住所　北九州市八幡西区南八千代町５番６―401号
牟忠仁　昭和58年９月８日生
住所　名古屋市緑区大清水西1003番地３
顔小穎　昭和58年２月23日生
住所　千葉市花見川区花園町44番地５
蒋鑓鑓　昭和60年１月10日生
住所　広島県呉市阿賀南３丁目１番７号
マリ・ユリエ・サントス・クエバ　平成２年12月８日生
住所　横浜市港北区下田町６丁目３番41号
李昌潤　昭和44年５月23日生
孫一順　昭和46年４月８日生
李啓史　平成14年６月３日生
住所　神奈川県藤沢市下土棚640番地１
斉穎　昭和59年１月28日生
住所　川崎市川崎区渡田新町１丁目８番２号
郭建文　昭和55年４月21日生
住所　神奈川県平塚市富士見町７番32号
呂鑫　昭和60年８月28日生
住所　神奈川県伊勢原市石田1797番地
譚雪　昭和62年11月９日生
住所　横浜市保土ケ谷区新井町91番地12
チャン・スイライナイン　平成３年10月10日生
住所　東京都荒川区西尾久５丁目１番２号
レオノーラ・マドラン・エノモト　昭和46年８月18日生

○法務省告示第五百六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第十六号）の表の法別表第１の二の表の技能実習の項の下欄第１号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十二日

法務大臣　上川　陽子

第２号イの表に次のように加える。

大徳食品株式会社	奈良県大和郡山市西町百二十三番地の六	食品加工

○外務省告示第四百一号

平成二十六年十一月二十日にラマッラで、パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億四千万円
3　署名者
日本側　松浦純也パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長
世界食糧計画側　ダニエラ・オーウェン西岸・ガザ事務所代表

平成二十六年十二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百二号

平成二十六年十一月二十一日にセントジョージズで、グレナダ政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がグレナダ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　一億円
3　署名者
日本側　手塚義雅在グレナダ大使
グレナダ側　ニコラス・スティール外務・国際ビジネス大臣

平成二十六年十二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百三号

平成二十六年十一月二十六日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　二億円
3　署名者
日本側　粗信仁在スリランカ大使
スリランカ側　P・B・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十六年十二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百四号

平成二十六年十一月二十九日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における結核対策薬品機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　結核対策薬品機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十二億三千五百万円
3　署名者
日本側　高橋博史在アフガニスタン大使
世界保健機関側　リチャード・ピーパーコーン在アフガニスタン事務所代表

平成二十六年十二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百五号

平成二十六年七月八日にキャンベラで、防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十六年十二月八日に効力を生じた。

平成二十六年十二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

日本国政府及びオーストラリア政府（以下「両締約国政府」という。）は、